

つくば市監査公表第 10 号

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 10 月 3 日

つくば市監査委員 高 橋 博 之

つくば市監査委員 石 川 寛

つくば市監査委員 神 谷 大 蔵

## 令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査の実施期間

令和4年（2022年）4月5日から令和4年（2022年）9月28日まで

### 第4 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市立ノバホール条例（昭和62年条例第33号）第13条第1項の規定に基づき、公の施設の管理運営に関する業務を行っている者

- 1 公の施設 つくば市立ノバホール
- 2 所管部局 市民部文化芸術課
- 3 指定管理者 公益財団法人つくば文化振興財団

### 第5 監査対象の事項及び範囲

令和3年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

### 第6 監査の方法及び着眼点

支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主

な着眼点とし、関係帳簿及び関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

## 1 所管課着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳票の整備、記帳等は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

## 第7 指定管理の概要

- |            |  |
|------------|--|
| 1 指定管理施設   | つくば市立ノバホール   |
| 2 指定管理者    | 公益財団法人つくば文化振興財団  |
| 3 議会の議決    | 平成29年(2017年)12月15日   |
| 4 指定管理者の指定 | 平成29年(2017年)12月25日(告示日)  |
| 5 協定の締結    | 平成30年(2018年)3月1日(締結日)  |
| 6 指定管理期間   | 平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日(5年間)   |
| 7 指定管理料    | 50,300,000円(平成30年度年度協定額)<br>50,900,000円(令和元年度年度協定額)<br>51,400,000円(令和2年度年度協定額)<br>58,869,000円(令和3年度年度協定額)<br>58,869,000円(令和4年度年度協定額) |

## 第8 業務の範囲

- 1 施設の利用に関する業務
- 2 施設等の管理運営に関する業務
- 3 施設等の維持管理に関する業務
- 4 施設の事業に関する業務
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務

## 第9 監査の結果

監査の結果、以下の注意事項及び検討事項を除いては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、口頭で指導した事項については、速やかに対応されたい。

また、全庁的に再確認をお願いしたい事項を特記事項として追記したので、それぞれの所管課を中心に対応されたい。

## 【注意事項】

(所管課)

- 1 市は、公益財団法人つくば文化振興財団の前身である財団法人つくば都市振興財団の設立時から複数年にわたり出捐金を支出してきたが、その現在高について、市と指定管理者である財団との間で相違が生じているので、何らかの対応が必要である。

この相違が生じた原因の一つは、つくば市公有財産規則（平成9年規則第71号）第10条の規定に基づく所管部長から財務部長への公有財産増減の通知及び第51条第2項の規定に基づく公有財産台帳副本の整備が適正になされていなかったことである。

今後は、つくば市公有財産規則にのっとり適正な管理を行われたい。

- 2 年度協定書に収入印紙が貼付されていなかったため、ノバホールの管理に関する年度協定書の収入印紙貼付の必要性について、監査の過程で疑義が生じた。

この必要性については、総務省において、「指定管理の範囲内における業務の詳細事項を定める協定書は「請負に関する契約書」に該当するものではなく印紙の貼付は不要とする一方で、協定書の内容によって、印紙税法上の取扱いに疑義がある場合には、案件ごとに請負に関する契約に該当するかどうかを判断するため、対象文書（協定書案）を所轄の税務署に持参し、確認することが必要である」との見解が示されている。

当該年度協定書については、清掃など請負に該当する業務が含まれており、請負に関する契約書に該当するか疑義が生じていることから、上記の手続を怠ることなく、今後は適正な事務処理をされたい。

## 【検討事項】

(所管課)

1 令和3年度の指定管理料 58,869,000 円は、つくば市立ノバホール指定管理者申請要項（平成29年8月1日施行）で定める単年度当たりの指定管理料の上限額 51,400,000 円を大幅に超えているが、ノバホールの管理に関する年度協定（令和3年4月1日締結）についての起案文書には増額理由の記載がなかった。多数の起案文書添付資料のうち、ノバホール指定管理業務仕様書別表5において光熱水費の増額と小さく記載がある程度であった。

つくば市行政文書管理規程（平成31年訓令第1号）第23条第2項に「起案文書には、必要に応じて起案の理由及び事案の経過等を記録し、又は記載するものとする。」と規定されているため、起案作成の際は同規程に従い、適切に事務処理を行われたい。

2 つくば市立ノバホールの管理に関する基本協定書（平成30年3月1日締結）第23条に従い、毎月10日以内に前月の状況を指定管理者から対面で報告を受けているとのことであるが、令和3年度に限ってはその際に共有した内容を記録していなかった。当該協定書に定めはないが、指定管理者との行き違いを防ぐため明文化し保管されたい。

3 昭和58年（1983年）に建設されたノバホールは、つくばセンタービルの一角を占める、国内有数の音響効果を持つコンサートホールであり、市の文化芸術活動の中核を担う施設として、地域の芸術文化の振興と住民福祉の増進を図り、文化水準の向上に寄与する重要な役割を担っているものと認識している。施設の長寿命化計画を策定されたとのことであるが、大規模修繕を行う際には、人口動態に注視し最新のIT技術を活用する等、市の将来を見据えた検討をされたい。

#### 【特記事項】

今回の監査において疑義が生じた以下に示す事項については、全庁的に再確

認すべき事項であるため、それぞれの所管課を中心として、適正な事務処理を徹底されたい。

## 1 公有財産の管理について

所管課への注意事項 1 とした出捐金の相違に関して、出資による権利とは、地方自治法第238条第 1 項第 7 号に規定する公有財産の一つであり、社団法人、株式会社、有限会社等に対する出資及び財団法人に対する出捐に伴う権利のことである。

出捐は公金を原資としているため、支出して終わりではなく、市は団体の活動やその内容が政策目的に沿っているか把握すべきである。また、適切に運営されていない場合には、適時適切に対応する必要がある。

公有財産の管理は、行政執行に当たっての重要な事務であることから、今後は、つくば市公有財産規則を所管する部署においては、公有財産台帳の整備、出捐金等の現状確認など、同規則にのっとり適正に対応されたい。

## 2 指定管理者と締結する年度協定書への収入印紙貼付の必要性について

所管課への注意事項 2 とした年度協定書への収入印紙貼付の必要性については、前述したとおり、案件ごとに、協定書の内容によって請負に関する契約に該当するかどうかを確認する手続が必要である。

したがって、指定管理者制度を所管する部署においては、新たに指定管理者を募集する場合には上記の内容を考慮し、現在、指定管理者の指定を受けている団体等に関しては、年度協定書への収入印紙貼付の必要性について改めて確認を行うよう周知されたい。